



診療看護師育成資金貸与制度



長崎県病院企業団は、診療看護師になるために大学院で修学する看護師の方へ
修学支援資金を貸与します。

企業団の**病院で勤務**（一定期間）すると、
修学支援資金の**返還が免除**されます！！

☆貸与額（長崎県病院企業団診療看護師育成資金貸与条例に基づく）

	大学院在学中	実務研修中（大学院卒業後）
入学金	500,000円 以内	
生活費（月額）	250,000円（定額）	250,000円（定額）

※診療看護師教育課程を修了し診療看護師資格を取得後もしくは実務研修修了後、引き続き企業団病院に勤務し、貸与期間の2倍に相当する期間以上在職すれば**修学資金の返還が免除**されます。

※企業団では、診療看護師として厚生労働省の「看護師特定行為・業務試行事業」の対象となる行為・業務を行う場合に、診療看護師手当（月額6万円）が支給されます。

《募集対象者》

- ①診療看護師教育課程に入学予定もしくは在学中の方
- ②実務研修中の診療看護師の方



長崎県病院企業団本部

〒850-0035 長崎市元船町17番1号 TEL：095-825-2255

FAX：095-828-4759

長崎県病院企業団

検索

[http:// www.nagasaki-hosp-agency.or.jp](http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp)

